



検査技術講習会規定

平成 28 年 7 月 14 日 制定

第 1 章 総 則

1. 目 的

本規定は、公益社団法人日本鉄筋継手協会（以下、「協会」という。）が、鉄筋継手部検査技術者及び熱間押抜検査技術者の技能の習得及び倫理の向上を目指すことを目的として行う鉄筋継手部検査技術講習会及び熱間押抜検査技術講習会（以下、「講習会」という。）について規定する。

2. 適用範囲

本規定は、講習会の実施に適用する。

3. 委員会

本規定の実施に当たっては、鉄筋継手部検査技術講習委員会（以下、「講習委員会」という。）が所管し、管理主体である要員認証管理委員会（以下、「管理委員会」という。）の管理と指導のもとに、講習会を実施する。

(1) 管理委員会

管理委員会は、講習会の実施について審査・承認を行う。

(2) 講習委員会

講習委員会は、次の業務を担当する。

1) 講習会の実施

2) その他、管理委員会が必要と認める業務

第 2 章 講習会

4. 受講対象者

鉄筋継手部検査技術者技量資格及び熱間押抜検査技術者技量資格の資格取得を目指す者を対象とする。

5. 受講の手続き

5.1 講習会の申請

(1) 受講者は、所定の受講申請書類を協会に提出して、申請しなければならない。

(2) 申請方法は、実施細則に定める。

5.2 申請の受理及び通知

協会事務局は、要件を満足した受講者の受験申請を受理する。なお、協会事務局は、受講申請を受理した受講者に受講票及び講習会の日時・場所の案内等を送付する。

6. 講習会の内容

講習会の内容については、別に定める実施細則による。

第3章 その他

7. 規定の改正又は廃止

本規定の改正又は廃止は、講習委員会が発議し、管理委員会の審議・承認を経た後、理事会へ報告しなければならない。

附 則

1. 本規定は、平成 28 年 7 月 14 に制定し、同日より施行する。
2. 本規定の細則、実施手順等は別に定める。
3. 講習料金等は、日本鉄筋継手協会料金表による。

改正記録表

改正 No.	改正年月日	作成	審査	承認	改正内容
R0	H28. 7. 14	講習委員会 事務局	講習委員会	管理委員会	初版制定

講習委員会：鉄筋継手部検査技術講習委員会 管理委員会：要員認証管理委員会
 管理者：品質システム管理者 経営管理者：上級経営管理者